

鹿嶋市中心市街地活性化協議会規約

(名称)

第1条 本会は、鹿嶋市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、鹿嶋市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、鹿嶋市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及び民間事業者が作成する計画の実施に関し、必要な事項を協議し、鹿嶋市中心市街地の活性化の推進と発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 中心市街地の活性化に係る総合調整に関する事項

- ア 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- イ 中心市街地の活性化に関する会員相互の意見及び情報交換
- ウ 中心市街地の活性化に係る各種事業及び団体との連携調整
- エ 中心市街地の活性化に寄与する調査研究
- オ 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- カ 協議会の会員、市民及び市内観光者等への情報発信
- キ その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施

(2) 鹿嶋市が策定する中心市街地活性化基本計画に関する意見具申、協議及び提案

(3) その他、中心市街地の活性化に関すること

(協議会会員の構成)

第4条 協議会は、次の者をもって構成する。

(1) 中心市街地活性化法第15条第1項及び第2項に該当する者

(2) 中心市街地活性化法第15条第4項各号に規定する者

(3) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

2 前項第2号に該当する者であつて、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。

(オブザーバー)

第5条 協議会の活動に関わる法令等の指導・助言を得るために、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長1名

(2) 副会長1名

2 会長は、会員の互選により選任する。

- 3 副会長は協議会の承認を得て、会員の内から選任する。
- 4 役員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 役員は非常勤とする。
- 6 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(総会)

第7条 総会は、年1回以上開催し、活動報告、活動計画、規約の改正、役員の選出その他協議会が必要と認める事項を審議する。

- 2 総会は、会員をもって構成する。
- 3 総会は、会員の半数以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 4 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 中心市街地活性化基本計画の検討を行うため、協議会に次の部会を設置する。

(1) 審議部会

(2) 観光部会

(3) まちづくり部会

- 2 前項の部会の構成員は、協議会の同意を得て会長が指名する。
- 3 第1項の各部会にそれぞれに次の役員を置く。なお、審議部会の役員は会長及び副会長が兼ねるものとする。

(1) 部会長1名

(2) 副部会長1名

- 4 観光部会及びまちづくり部会の役員は、部会の構成員の互選により選任する。
- 5 部会は、部会長が招集し、議長となる。
- 6 部会長が必要と認めたときは、オブザーバーも出席できる。
- 7 鹿嶋市が策定する中心市街地活性化基本計画が内閣府の認定を受けた際に、部会は解散する。

(部会の所掌事務)

第9条 部会の所掌事務は次のとおりとする。

- ・審議部会 観光部会及びまちづくり部会で検討した事項の審議及び総合調整
- ・観光部会 中心市街地活性化基本計画に関連する観光事業に関する意見具申、協議及び提案
- ・まちづくり部会 中心市街地活性化基本計画に関連するまちづくり事業に関する意見具申、協議及び提案

- 2 会員は、所属する部会の所掌事務以外の事項についても意見を述べることができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するために、まちづくり鹿嶋株式会社に事務局を置く。

(解散)

第11条 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

- 2 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長がこれを決

算する。

(規約の廃止)

第 12 条 本規約は、第 11 条の解散をもって廃止する。

附 則

- 1 本規約は、平成 29 年 7 月 27 日から施行する。
- 2 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。
- 3 部会が解散する際に、観光部会及びまちづくり部会の構成員となる会員は、中心市街地活性化基本計画に関する意見具申、協議及び提案等の役割が終了し、退会するものとする。
- 4 本協議会は、中心市街地活性化法第 15 条第 1 項の組織設立要件が整った時点（まちづくり会社等が設立され、本協議会の会員となった時）で本規約の一部を改正し、同法に規定する協議会に移行するものとする。
- 5 前項の規定により、本協議会は平成 30 年 5 月 15 日を以って法定協議会に移行する。
- 6 第 10 条の改正規定は、平成 30 年 5 月 15 日から施行する。